

各役員宛内容証明郵便に対し、当社代理人としてご返事申し上げます。

まず、繰り返しお知らせ致しましたとおり、本件に関しましては、当職が一切の窓口となりますので、当社への直接のご連絡はお控え頂き、今後のご連絡等は全て当職宛でお願い致します。今後も貴殿に対しては当職からご連絡をさせていただきます。

個人情報保護法第23条第1項1号では、「法令に基づく場合」には、同項柱書の例外として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することが認められる旨定められています。

当社は貴殿に対して火災保険金を支払ったことにより、保険法25条第1項に基づき、貴殿が井上殿に対して有する損害賠償請求権を当然に代位して行使し得ます。そして、損害賠償請求権を代位行使するためには、保険金を貴殿に支払った事実を具体的に明らかにする必要があります。従って、当社は保険法第25条第1項という法律に基づく権利行使として当然に認められる行為を行ったものであり、個人情報保護法第2

